

今泉雄作の「歴史及び古物学」講義

創立当初の学科目の中にあつた「歴史及び古物学」は「本邦歴史中風俗故實ノ大意及東洋ニ於ケル古物學ノ要ヲ講授ス」（『東京美術学校一覽（從明治廿三年九月至明治廿四年八月）』）という趣旨の科目で、絵画科と彫刻科の第一、二年で週二時履習することになつていた。担当者は今泉雄作で、明治二十五年に至り、この科目は「考古学」と改称され、川崎千虎に引き継がれた。今泉の講義は菅紀一郎の筆記ノートによつてその概要がわかる。このノートは表紙と最初の部分を欠いているが、記述内容等から判断して明治二十四年九月以降翌年四月ごろまでの間の今泉の講義を筆記したものと考えられる。第八回（十二月一日）から第十九回（四月十九日）までの講義が毛筆で丁寧（ツツ）に筆記されており、図も多い。また、菅の「美術学校講義筆記雑草稿」と題するノートには右講義の内容項目のみ記した箇所があるので、これによつて、講義全体の概要を把握することもできる。左記はその項目である。

古学ヲスル法、（第一期）神代餘興期、食器（古陶器）、陶器製（作）衣（の）法、繩紋土器ノ内貝塚土器、古蝦夷土器、無紋土器、波紋土器、備前焼、陶器ニ葉ヲカケ始メ、日本陶器古代名称、古代食器ノ形状、異形陶器、糸切法、採捕器石ノ道具、古代矢、衣服、古代衣服種類、裝飾美豆羅、鬘、櫛、耳輪、頭玉、手玉、裝飾器具、茶臼石、曲玉、曲玉材料、竹玉、通常家屋、穴玉、金環、木造家屋、石穴、建築

倉、垣、喪屋、小屋、衾、枕、公衆家屋、宗教家屋、防禦家屋、塚墓家屋、土饅頭、瓢單塚、墓ノ外ノ製作、殖輪、神戸千坪塚、家屋作製器具、道路、舟橋、牛馬具、兵器、防禦器具、甲、甲目防、楯、闕戰器具、雷斧、弓、矢根石、刀劍、古劍、矛、矛製作法、銅器、矛ノ種類、紐小刀、矢、鞆、鞆、刑罰、宗教、大占（フトオ）、（第二期・三韓交通期）、飲食器、衣服、裝飾衣服、家屋、宗教家屋、家屋、塚墓家屋、道路、船車、牛馬具、闕戰防禦器具、弩、弓、大刀、刑罰、宗教、度量、技芸、形相技、印、声音器、三韓ニ擬スル期

菅のノートによれば今泉は記紀をはじめとする和漢の古文献や『集古十種』および帝國博物館、正倉院、古社寺、諸家の藏品、遺跡などに基つぎ、右の各項目について詳細に論じたことがわかる。

なお、今泉の講義に関して言えば、別に「考古学筆記 今泉先生講述」と題するノートが現存する。これは前出山本正三郎（明治三十年彫金科卒）の遺品中に含まれているもので、筆記年代は不明。毛筆で記されており、前半は甲冑の種類、各部分、変遷等の、後半は烏帽子、直垂、水干、素袍、刀等の解説で、多くの図が含まれている。量的にみて短期間の筆記であると思われる。

川崎千虎の「考古学」講義

明治二十五年の規則改正により「歴史及び古物学」に代わつて登場した「考古学」は各科第一年の履習科目で、担当者は川崎千虎

(明治二十五年十二月〜同二十八年五月)であった。川崎の後は関保之助、福地復一、前田香雪、および久米桂一郎(西洋考古学担当)らに引き継がれた。

川崎千虎の「考古学」講義に関する資料としては左記のものが現存する。

「考古学」一冊

これは原安民が铸金科第二年のとき(明治二十五年九月〜同二十六年七月)に筆記したノートである。原は普通科終了後、規則改正(明治二十五年)により直ちに本科(铸金科)第二年となつたため、本科第一年の履習科目である「考古学」を第二年で受講したと考えられる。

このノートによれば、川崎千虎は最初に西洋の考古学の時代区分について一応説明し、自分としては今泉雄作の立てた時代区分をとりながら、それを簡略化して、神代、太古(神武く光仁)、上古(桓武く近衛)、中古(後白河く花園)、近古(後醍醐く後陽成)、近古(後水尾く考明)という区分を用いていると言っている。そして、その区分に従って各時代の人事(儀式、祭祀、技芸、游興)、衣服(男女服装、携帯品、武装および武器)、食(飲食)、住(建築、装飾、庭園)、地理(古今の沿革)について述べると言っている。しかし、講義は川崎の本領である衣服(殊に武装、武器)に重点を置いて進められている。

川崎千虎は大和絵系統の画家であり、学者でもあった。本校の講義を始める以前から長編の「本邦武装沿革考」を『国華』に発表し

ている。

関保之助の「考古学」講義

関保之助は本校第一回卒業生で、石川県工業学校教諭の職を辞して明治二十八年十二月に母校嘱託となり、翌年助教となったが、美術学校騒動の際に辞職している。講義に関する資料としては山下英夫(明治三十二年鍛金科卒)の筆記ノート「関保之助氏口述、考古学儀式及武器之部」がある。このノートには明治三十年九月の年記があり、はじめの部分は朝廷における諸種の儀式とその用具、支那の儀式との関連などの図入り解説が筆記されている。そのあとに、関が配布したと思われる印刷物の綴入みがあり、内容は序論・有職(公卿の礼式作法)と古実(武家に関する事柄)についての説明、本論・武家の故実(弓、矢、鞆、槍、旗、鉾、鉄炮、刀剣、甲冑等々各種の武器の変遷を古文獻や実物に即して説く)からなる。さらに、そのあとにこの印刷物の甲冑の部分の続きに該当する筆記と法衣に関する筆記があつてノートが終っている。このノートからみて、関の「考古学」も川崎千虎と同様、専ら有職故実に関するものであったことがわかる。

加納夏雄、黒川真頼の「金工史」講義

この科目は明治二十三年の規則改正後、美術工芸科金工専修第一年生の履習科目として新設された。最初の担当者は正式記録の上で